

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (毎月一冊一日發行)

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷五十三第

行發日一月八年七和昭

論叢

滿洲國の財政及財政策……………法學博士 神戶 正雄
經濟に於ける勢力……………文學博士 高田 保馬

時論

變革期の社會政策……………經濟學博士 石川 興二
『購買力補給案』の諸問題……………經濟學士 谷口 吉彦
齋藤內閣の財政政策……………經濟學博士 沙見 三郎

研究

總體經濟と個別經濟……………經濟學士 大塚 一朗
ゼンエーの統一貸借對照表について……………經濟學士 熊本 吉郎
幕末の財政紊亂について……………經濟學士 大山 敷太郎

說苑

勤勞所得分配の實證的研究……………法學士 毛里英於菟
財政の社會學的根柢類型……………經濟學士 大谷 政敬

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

説 苑

勤勞所得分配の實證的研究

——主として、所得免稅點——

以下の所得に就いて——

毛里英於菟

—
本稿は、現代社會の所得分配の型を、社會の階級、或は地位について、實證をなし、この種の研究に多少なりとも寄與したい。即ち、先づ各種の勤勞所得の分配に就いて、新な資料に基いて、實證を試みることにする。

こゝに強ひて、階級、或は地位によつて研究する方法を採つたわけは、現代の社會階級、或は地位それ自體が、資本主義社會に特有の經濟的勢力を表現し、或はこれによつて價值づけられて居り、この經濟的勢力

が、これらに對して分配せられる所得の上に、當然反映してゐる。この意味に於いて、多くの學者が認める如く、國民經濟下に於ける一般的所得分配狀態に關して、共通の準則が支配してゐる以上に、より多く階級或は地位的に、所得分配は、一定の制約が支配してゐると考へるからである。

しかして、所得分配に關して、階級による相對性を前提として、所論する場合に於いては、嚴格に論ずれば、直接的には、高田博士の所謂社會の所得の「人的分配」¹⁾の全體の型を明かにすることが出來ず、寧ろある階級の内部に於ける所得分配の理想型を求むる抽象的なものとなる缺點を有するであらう。何となれば、現實には勞働者にして、一小商業を營むものがあり、小地主たることあり、また、官公吏にして株主たることもあるからである。即ち、個人のあらゆる所得の綜合せられたるものを、基礎として、初めて、現實の「人的分配」の姿を見出し得るのは、勿論である。

しかして、一方に於いて、人的分配の全體の型を實

1) 高田保馬著「經濟學新講」第四卷(分配の理論)541頁

證的に抽出する學問的興味は、その經驗原則の上に、人的分配の原因を理論づけんとする點に存することは勿論であるが、その最大の目標は、社會の所得分配の不平等指數を見出すことに在る。もし富の不平等といふことが、社會の健全、不健全のバロメーターであるとすれば、寒暖計が空間の溫度を表示する意味に於いて、社會生活に必要であれば、この指數は、社會内部の潜在的破壊力の大小を表示するものとして、それ以上、社會生活に重要な示唆を與へるであらう。

しかし、一般的所得分布に關する研究の基礎となるべき資料は、今日に於いては、單に綜合所得額と所得人員との相關々係を示すものゝみで、これによつて所得種類による分析をなし得ない。もしかゝる分析を加へ得るものであれば、所得分布の實證的研究の實益は増大するであらう。何となれば、社會の問題の殆んど全ては、所得分配上の問題であり、しかして、所得分配の問題は、それが階級的に著しい程度に相對的であるといふ事實に發生し、その上に立つて鬭争せられる

からである。所謂政策的立場から言つても、例へば、租税制度の改正も、かゝる分析的な分配統計が出來て初めて、合理的基礎の上に確立せられ得るであらう。かくて、本稿は、かゝる立場に立つて、某都市に於ける所得分配の詳細な分析を試み、特に、私の知る範圍では、今日まで試みられなかつた所得税免稅點以下の範圍に就いての研究にまで擴大して研究して行きたいと思ふ。

さて、本稿に使用する資料は、熊本市の昭和六年度の戸數割賦課の各種の資料を基礎としたものであつて、私自身の直接調査に據つたものでない。同市を特に撰じたことに、何等積極的理由はない。私が昨夏偶々熊本稅務署在勤中に、同僚と共に、同市の購買力調査を企て、その目的のために、關係資料を蒐集した。その際は、各種職業者の有する購買力の總體を知るだけで満足したのであるが、その後研究の進むと共に、さらに所得の分布状態を明かにするための資料に利用し得ることに氣付いて、私の手で所得金額の階段別に分

類整理した。

熊本市は、人口約十六萬人の中都市であつて、九州に於ける主要地方官廳及び學校の所在地である（例へば、師團、裁判所、縣廳、遞信局、營林局、稅務監督局、醫科大學、藥專、五高、高工等）と共に、商工都市として、大銀行支店並に會社も相當存在し、その人々の職業が比較的に偏倚せざる中庸の都市である點に鑑みて、上記の資料の利用を必ずしも不適當とする點を認めないと同時に、他都市の所得分配の狀態に類推することを、特に困難ならしめる様な理由は存しないと考へる。勿論一都市に於ける部分的研究によつて、そのまゝ一般に類推するのは、種々の點で危險であらうが、その中、官公吏、教員、下級會社員、などの所得分布狀態は、比較的に多分に、普遍性を有するものであらう。否、シーボーム・ラウンストリーが、その著「貧乏—都市生活の一研究」²⁾に於いて、特に全國の一般的資料を基礎とせず、進んでヨーク市を調査の對象として、詳細に分析説明した様な方法も、却つて、ある場合には、有効

であると考へる。

本調査人員は、勤勞所得者一八、五四七名で、その所得金額は、全て實收入金額によつた。余は、この研究をして、續いて、營業所得、資産所得、その他の所得の分配狀態を明かにし、最後にその綜合せられたものにまで擴充せしめる意圖を有つてゐるが、その完成に相當の時日を要するので、先づ本稿を一應纏めるのである。

二

バレートは、その著 *Count* の一般的結論に於いて、「吾々が所得曲線の型を知つたのは歸納であり、吾々が、二つの重要な定理を導き出したのは、演繹である。この定理の第一は、所得の分配は、偶然の結果でないこと、第二は、所得の最低水準を引上げ、又は、所得の不平等を減ずるためには、人口に比して、富がより速かに増加せねばならないことである。」³⁾ 本稿の目的は、この歸納に屬する部分を明かにするに在つて、一定の原理を導き出すとするものでなく、

2) 「私は先づ最初に、外延的方法か或は内包的方法かといふれの方法で資料を蒐集するかを決定せねばならなかつた。言葉を変へて言へば、政府統計書、保健報告書、慈善團體協会の各部の記録等に見え英國の都市研究するか、そののいづれかを撰擇せねばならなかつた。しかし前者の方法に基いて英國の地方都市の勞働者階級の狀態を描寫することは、不十分且疑いがある。」

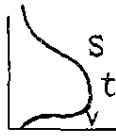
このバレーットの二つの定理に就いても論じないが、最近ジブラーが、その著「經濟不平等の實證的研究」⁴⁾に於いて、深酷にバレーットのこの原理を批判すると同時に彼の所得分配の不平等率に關して、數學的に訂正の必要あることを説いてゐる。

本稿のバレーットの所論と關係を有する部分は、次の二點である。

(一) 所得分布曲線に關して、所得額の最低部及び、それより稍上部の分布の型の問題⁵⁾

(二) 勤勞所得の分布曲線の型に關する問題⁶⁾

以上の點に關するバレーットの所論は、(一)に關しては「社會金字塔 (la pyramide sociale)」に就いては、未だ誰も分析的説明を與へて居ないので、従つて、狀態の非常に異なる國に對しても、相違しないとは斷言することが困難である。ある著者は、理論的概念に基いて、この底邊に近い部分(以下この部分を s, t, v で表はす)



第一圖

は、第一圖の如き型であると稱してゐるが、これを實證する統計はない。こ

勤勞所得分配の實證的研究



第二圖

の s, t, v の部分は、恐らく非常に壓縮せられた第二圖の如き型を示すであらう。この s, t, v の部分がどんな型を示すかといふことは、單に好きな問題でなく、その結果は重要であり、もし金字塔の s, t, v の底邊部が、非常に壓縮せられてあるものとすれば、底邊の最も近似な型は平面であるといふことになり、その極端な場合は金字塔型になる。」といふ。

(二) に關しては、一般に所得金額と當該所得金額以上を受ける(累積的)所得人員の對數坐標を連結する線はいづれも直線になるが、しかし勤勞所得並に動産所得だけを獨立させて見る場合に於いては、上記の線は直線的でないと言ふ。彼はこれを實證する材料を多く有たず、單に一八九二年のヴォ郡 (Canton de Vaud) の左の租稅統計を基礎とする所論である。これによれば、動産所得のグラフは凸狀を示し、勤勞所得のグラフは凹狀を示す。しかし、これらの所得と不動産所得との總計によるときは、殆んど直線に近い線を得ると

ことは、少し研究したら判つた。云々」 B. Seeböhm Rowntree; Poverty, a study of town life. — Introduction.

3) Vilfredo Pareto, Cours d'économie politique, p. 408.

4) R. Gibrat; Les inégalités économiques, 1931.

5) Cours, p. 314, 315.

6) Cours, p. 308.

勤勞所得分配の實證的研究

Francs	動 産 所 得	不 動 産 所 得	勤 勞 所 得	合 計
1,250	3,524	386	2,162	5,900
2,500	1,786	172	804	2,693
5,000	885	69	241	1,172
10,000	389	23	69	471
20,000	137	10	29	171
40,000	42	5	16	63

言つてゐる。

三

次の分類に於いて、勤勞所得者をその地位によつて、大別し、官公吏、軍人、教育者、稼働者の五つに區分し、稼働者中には、賃銀勞働者、日傭勞働者、その他これに準ずるものを包含せしめた。

(A) 官 公 吏			2,000	25	169	4,400	—	20
所得階級	當該所得人員	當該所得以上人員	2,100	18	144	4,500	1	20
			2,200	12	126	4,600	1	19
			2,300	6	114	4,700	2	18
			2,400	8	108	4,800	—	16
			2,500	12	100	4,900	2	16
100圓以上	10	3,736	2,600	7	88			
200	78	3,726	2,700	5	81	5,000	—	14
300	202	3,648	2,800	12	76	5,100	—	14
400	427	3,446	2,900	7	64	5,200	1	14
500	499	3,019				5,300	—	13
600	472	2,520	3,000	6	57	5,400	2	13
700	432	2,048	3,100	4	51	5,500	1	11
800	291	1,616	3,200	3	47	5,600	1	10
900	273	1,325	3,300	2	44	5,700	1	9
			3,400	2	42	5,800	1	8
1,000	181	1,052	3,500	4	40	5,900	—	7
1,100	172	871	3,600	—	36			
1,200	161	699	3,700	3	36	6,000	6	7
1,300	87	538	3,800	2	33	7,000	—	1
1,400	77	451	3,900	4	31	8,000	—	1
1,500	58	374				9,000	1	1
1,600	43	316	4,000	2	27			
1,700	57	273	4,100	—	25			
1,800	30	216	4,200	—	25			
1,900	17	186	4,300	5	25			

[illegible]

300	212	2,726	5,200	1	17	700	984	5,100
400	369	2,514	5,300	1	16	800	667	4,116
500	245	2,145	5,400	2	15	900	650	3,449
600	428	1,900	5,500	2	13			
700	278	1,472	5,600	—	11	1,000	425	2,799
800	188	1,194	5,700	—	11	1,100	370	2,374
900	186	1,006	5,800	—	11	1,200	361	2,004
			5,900	—	11	1,300	246	1,643
1,000	125	820				1,400	169	1,397
1,100	87	695	6,000	3	11	1,500	163	1,228
1,200	115	608	7,000	1	8	1,600	110	1,065
1,300	77	493	8,000	5	7	1,700	114	955
1,400	49	416	9,000	1	2	1,800	111	841
1,500	53	367	10,000	—	1	1,900	71	730
1,600	34	314	20,000	—	1			
1,700	18	280	30,000	1	1	2,000	75	659
1,800	42	262				2,100	64	584
1,900	19	220				2,200	45	520
(E) 稼働者								
2,000	22	201				2,300	50	475
2,100	14	179				2,400	35	425
2,200	19	165				2,500	39	390
2,300	11	146				2,600	26	351
2,400	17	135				2,700	23	325
2,500	15	118				2,800	54	302
2,600	6	103				2,900	21	248
2,700	7	97	100圓未満	482	10,282			
2,800	9	90	100圓以上	2,094	9,800	3,000	23	227
2,900	7	81	200	2,162	7,706	3,100	17	204
			300	2,840	5,544	3,200	11	187
			400	1,455	2,704	3,300	8	176
			500	563	1,249	3,400	8	168
3,000	7	74	600	431	686	3,500	10	160
3,100	8	67	700	140	265	3,600	8	150
3,200	5	59	800	48	115	3,700	9	142
3,300	3	54	900	37	67	3,800	8	133
3,400	3	51				3,900	23	125
3,500	3	48						
3,600	5	45	1,000	13	30			
3,700	2	40	1,100	14	17	4,000	6	102
3,800	5	38	1,200	3	3	4,100	6	96
3,900	3	33				4,200	4	90
(F) 全勤勞所得者								
4,000	1	30				4,300	7	86
4,100	2	29				4,400	5	79
4,200	—	27				4,500	4	74
4,300	2	27				4,600	3	70
4,400	4	25				4,700	5	67
4,500	2	21				4,800	4	62
4,600	—	19				4,900	3	58
4,700	2	19	100圓未満	490	18,547			
4,800	—	17	100圓以上	2,129	18,057	5,000	5	55
4,900	—	17	200	2,283	15,928	5,100	—	50
			300	3,286	13,645	5,200	5	50
			400	2,317	10,359	5,300	3	45
5,000	—	17	500	1,440	8,042	5,400	4	42
5,100	—	17	600	1,502	6,602	5,500	4	38

5,600	〳	1	34
5,700	〳	2	33
5,800	〳	2	31
5,900	〳	—	29
6,000	〳	3	29
6,100	〳	2	26
6,200	〳	1	24
6,300	〳	1	23
6,400	〳	1	22
6,500	〳	1	21
6,600	〳	6	20
6,700	〳	1	14
6,800	〳	1	13
6,900	〳	—	12
7,000	〳	4	12
8,000	〳	5	8
9,000	〳	2	3
10,000	〳	—	1
20,000	〳	—	1
30,000	〳	1	1

四

以上の諸表によつて、夫々の勤勞所得の分配狀態の變化を吟味するに、即ち、

(一) 各勤勞所得分布の極大部の位置を見るに、(A) 官公吏に於いては、五〇〇圓以上六〇〇圓未滿の部に在りて、それより下は三〇〇圓以上の部、上は一、二〇〇圓以上の部まで緩慢なる減少傾向を示し、五〇〇圓以上一、〇〇〇圓未滿の部分に、總人員の五二%が集中して居る。(B) 軍人に於いては、九〇〇圓以上一、〇〇〇圓未滿の部に在るが、上掲表によつて明かなる如く、軍人の所得分配狀態は、勤勞所得中最も不規則

勤勞所得分配の實證的研究

であるといふ事實を知るが、殊に一般官公吏に於いては、その分配狀態が極めて規則的に展開するに對し、著しき對照をなしてゐる。このことは、軍の編成が特殊の見地から考慮され、その人件費の配分に關して、經濟的考慮を多分に或程度までまた無視せられなければならぬことゝ、具體的に定期移動制に原因するものと考へられる。(C) 教育者に就いては、六〇〇圓以上七〇〇圓未滿が最厚部をなし、上下に比較的に規則的に展開する。(D) 會社員も、教員と同様、六〇〇圓以上七〇〇圓未滿に在るが、四〇〇圓以上五〇〇圓未滿が第二の極大部をなしてゐるのは特異的である。(E) 稼働者に於いては、三〇〇圓以上四〇〇圓未滿が極大部であり、この部分に屬する人員は二、八四〇人であり、また五〇〇圓未滿の人員が全體の八七%を示してゐることとは、寧ろ驚くべき事實である。

なほ、これらの諸點に關連して次の事項を知る。

	(F) 全勤勞所得者	(E) 稼働者	(D) 會社員	(C) 教育者	(B) 軍人	(A) 官公吏
(1) 最厚部	300-400 ^円	300-400 ^円	600-700	600-700	900-1,000	500-600
(2) 一人當平均所得額	625 ^円	314	966	1,253	1,544	903
(3) 1,000圓未満所得者百分比	84%	99%	70%	51%	39%	71%
(4) 同上所得額百分比	57%	99%	44%	28%	19%	50%

(二) 所得の分布 (Dispersion) に就いては、(A)官公吏に於いては、最低所得者一二三圓より最高所得者

九、〇〇〇圓に至るが、大體二〇〇圓以上六、五〇〇圓までの範圍に分散して居り、(B)軍人に於いては、最低一五〇圓より最高七、九二三圓に亘るも、大體二〇〇圓以上六、五〇〇圓の間に分散することは一般官公吏と同様である。(C)教育者に於いては、最低一五〇圓最高七、七〇〇圓であり、大體三〇〇圓以上六、五〇〇圓の間に分散し、この最低部分は一般官吏よりも一〇〇圓高くなつてゐる。(D)會社員に於いては、最低五〇圓より最高三九、三三〇圓であつて、その分布の範圍は最も廣汎である。下は純使用人より、上は高級社員として、所謂企業經營者階級に屬するものがあるための結果である。(E)稼働者に就いては、最高は一、二八九圓に止り、この點より見て、吾人の常識以上に分布の範圍が狹少であるが、最低は一三圓といふ稀有の數字を得た。

(三) 次にこれらの所得と課税との關係を見るのであるが、所得税法による勤勞所得の二割控除を考慮するとき、しかして勤勞所得のみが、所得なりと假定

すれば、一、五〇〇圓未満は全部所得税を課せられざることになる。故に一、五〇〇圓を限界として、免税人員及び所得額との全體の割合を見るに次の如き結果を得る。

(F)	(E)	(D)	(C)	(B)	(A)		免稅人員	同上對總	所得稅	同上對總
全勤勞所得者	稼働者	社會社員	教育者	軍人	官公吏	人	比人員百分	分免所得額	分所得額	比人員百分
一七、三三九	一〇、二九三	二、四三三	九六八	二八五	三、三六三		九〇%	二、五一、六八七	七四%	
九四・四%	一〇〇%	八七%	七四%	六六%			二六五、五八五	四〇%		
八、五九九、五九三	三、二四〇、五〇六	一、七五一、一九二	八三〇、六二三			圓				
七四%	一〇〇%	六五%	五〇%	四〇%						

しかして、昭和五年度に於ける熊本市に對する所得税課税所得中俸給給料賞與等の分は三、三〇五、七四三圓にして、その人員は俸給給料と賞與は大多數の場合同一人に歸屬すると假定し、一、九〇六人である。かくて、實際の課税人員は上記免税人員及び所得額の殘餘たる課税せらるべき人員一、二二一に比し、六八五

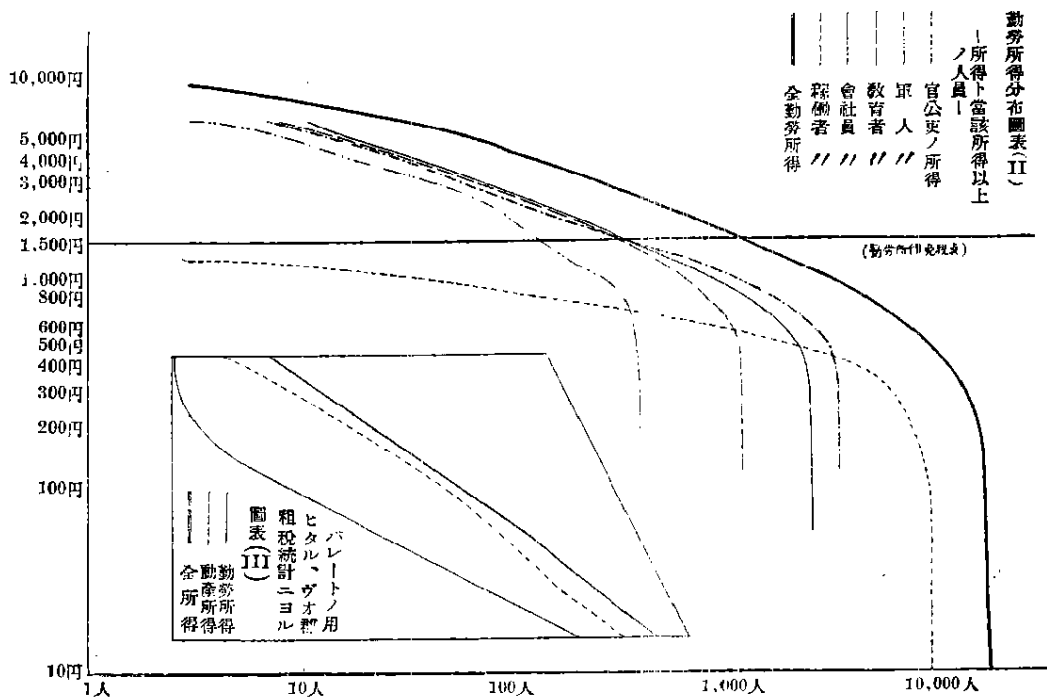
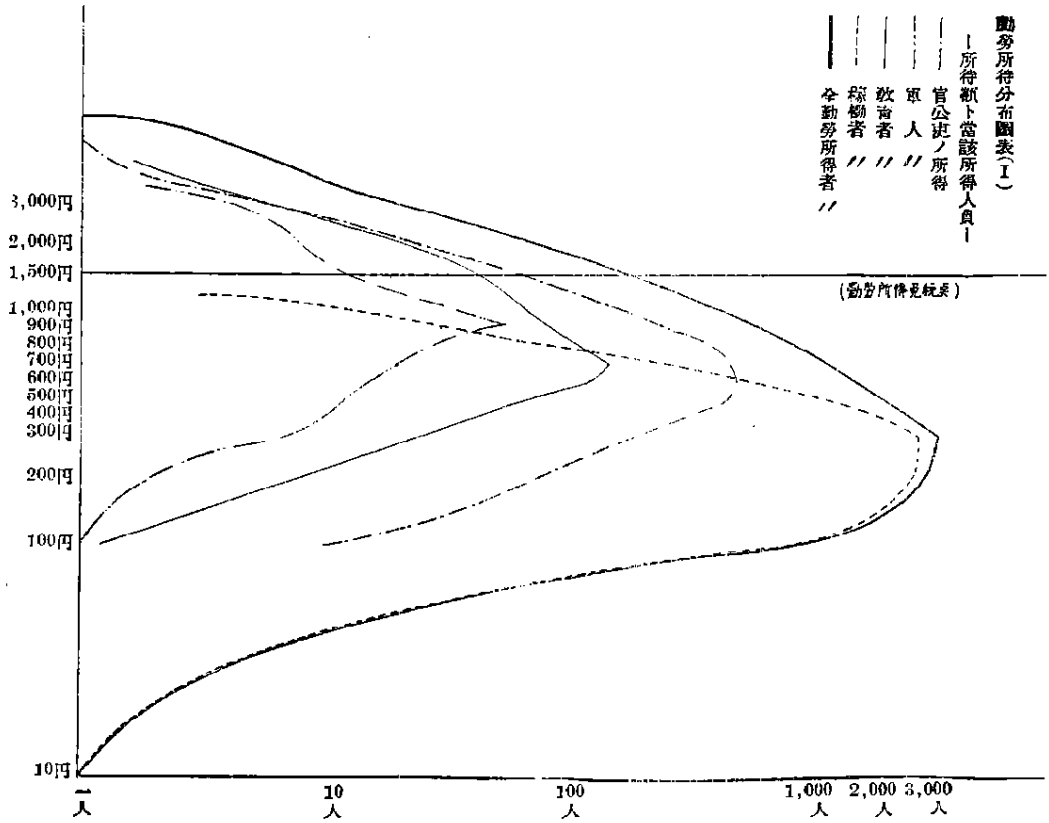
勤勞所得分配の實證的研究

人多數であることを知るが、このことは、主として勤勞所得者にして他種の所得を有する結果、綜合して一、二〇〇圓以上に達し課税せられたる者の數を表示する。この數字より推論するときは、一、五〇〇圓未満の勤勞所得者にして、他の綜合せらるべき所得を有し、課税所得一、二〇〇圓以上を有するに至る者は全人員の僅かに四%に過ぎないことを知る。

五

各種勤勞所得金額と人員との相關關係を圖表によつて表はすときは次の二圖を得る。

左の圖表によつて見るときは、同一勤勞所得に於いても、地位的に見れば、その分布狀態は、共通の形態をとらず、寧ろ各別に異なる型を示す。左の圖表(II)によつて見るに、バレートの謂ふが如く、勤勞所得曲線が常に凹狀曲線であると斷定するを得ず、寧ろ本圖によれば、多くの場合凸狀を示す。對照するためにⅡ圖はバレートの論じたるヴォ郡の租税統計を曲線化したるものである。



また、最初に述べたる金字塔の底部の形狀に就いては、勤勞所得のみに就いて謂へば、最底邊部は非常に壓縮された形を示すが、それより稍上部は緩漫に變化する傾向を示す。しかしながら、バレットはこの點に就いて最低生活費（その收入源泉の如何なるものでも差支へぬ）に相當する所得を考へる故に、勤勞所得單獨について、この點を問題としても、彼の理論の正否を決定し得ない。

次に免稅點との關係を圖表によつて見るに勤勞所得は如何なるものたるをとはず、免稅點以下にその母體を沒し、恰も氷山の姿に似る。殊に稼働者の所得は、土中に沒せる平たき岩盤の如き形を成し、その全部の姿を免稅點以下に深く沒してゐる。

（一九三二、五、二〇）